

廃棄物コンプライアンス

処理業も 競争激化で重視される質 攻めの姿勢で

排出自元はシステム構築

世界的な異常気象後遺の中で、廃棄物の排出事業者である一般企業では、本業の持続的な発展のために、地球温暖化防止対策や廃棄物の減量化適正処理、リサイクルにも取り組みなければならぬ、競争激化必至の状況では、この不祥事が企業の存亡にかかってくる。コンプライアンス重視はもう文句ではない。

それは同時に、廃棄物処理を受託する処理業者にもあてはまる。「大手排出事業者が一手に廃棄物処理を委託されていた処理業者が突然、契約を打ち切られた。他の同業者はその際、競争に行ってきたが、この事態ではな

「廃棄物の廃棄物処分業者、廃棄物処理・リサイクルには必要だがコンプライアンスとは何か。サイクルには必要だがコンプライアンスとは何か。

状況登録する登録プログラムに関する事業の他に、企業の廃棄物・リサイクルカバナンスへの取り組みを体系的に支援する「廃棄物・リサイクルカバナンス支援プログラム」の事業も進めている。支援プログラムではWRG出張セミナー、WRG現場診断WRG構築支援サービスを実施している。

「廃棄物リサイクルカバナンス登録支援事業」は、経済産業省が公表したWRGガイドラインに基づき、事業者用のWRG適合自己診断チェックシートを開発・公開し、適合した事業者の自己宣言登録とWRG構築支援など同協会の公益事業を掲げる。WRG登録プログラ

の3クラスを向協会のWRG登録プログラムに登録し、同協会がこれを広く公開する。チェックシートの構成は、経営者がWRGの取り組みの総括を記入する欄、廃棄物等管理担当者がチェックする欄、現場の廃棄物管理責任者がチェック

4段階で委託業者評価

富士フィルム(本社 東京)は、2004年から廃棄物の委託先調査・評価システムの運用を開始している。この時期に経済産業省が策定した「廃棄物・リサイクルカバナンスガイドライン」も参考として開始した。まず、富士フィルムの本社と各事業所で開始し、その後、07年からは販売系のグループ会社、08年からは生産系のグループ会社まで取り組みを広がっている。

仕組としては本社の環境・品質マネージャーが事務局となり、各サイト事業所の担当が業務を行う。委託先の処理業者・リサイクル業者の評価は環境省が定めた「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」の評価事項も参考にしつつ、全部で六十項目に及ぶ。この中では、優良性評価制度の項目以外に、ゼロエミッションへの取り組みや、中間処理業者であれば最終処分業者との明確な契約と取引を行っていることなど、独自の項目も盛り込まれている。必要場合は与信調査も行う。

安心・安全を事業に結ぶ

ここで重要になってくるのは、排出事業者のコンプライアンスと法令順守の意欲に、廃棄物処理業者側は何ができるのかということだ。

排出事業者の多くは、まだ処理料金の多寡で処理業者を選定することが多いが、法令順守に及ぶことには、安心・安全を求める排出事業者は同時に「処理料金が多少高くても信頼できる処理業者を委託したい」との認識を持つていることが少なくない。裏を返せば、このような意識の高い排出事業者は処理業者にとって、一定の処理料金を支払ってほしい。裏を返せば、この

は本社が確認する。全社の均一性を保つため、1年に1回は本社の担当者が同行する。評価は100点満点の点数制で、点数によって「1」から「4」までのランク付けを行う。「1」と「2」は高得点をマークした業者として、2年に1回の調査で評価される。改善が必要な場合に、各サイトの担当者からその業者に対して要望書を出し、業者から改善報告書を出してもらう。1つのサイトで評価した業者の情報は全社的に共有されるようになっている。

現在、同社が廃棄物処理を委託している各サイトの合計で、00社以上に、販売系や生産系のグループ会社も含めると、00社以上にのぼる。処理業者のランクは、このところ、比較的多いが、全体的に点数は上がってきている。この取り組みを進めてきたことで、かつては同社が委託した先での廃棄物の不適正処理もいくつかあったが、今ではゼロになったという。

富士フィルムは、2004年から廃棄物の委託先調査・評価システムの運用を開始している。この時期に経済産業省が策定した「廃棄物・リサイクルカバナンスガイドライン」も参考として開始した。まず、富士フィルムの本社と各事業所で開始し、その後、07年からは販売系のグループ会社、08年からは生産系のグループ会社まで取り組みを広がっている。

富士フィルム(本社 東京)は、2004年から廃棄物の委託先調査・評価システムの運用を開始している。この時期に経済産業省が策定した「廃棄物・リサイクルカバナンスガイドライン」も参考として開始した。まず、富士フィルムの本社と各事業所で開始し、その後、07年からは販売系のグループ会社、08年からは生産系のグループ会社まで取り組みを広がっている。

排出事業者の多くは、まだ処理料金の多寡で処理業者を選定することが多いが、法令順守に及ぶことには、安心・安全を求める排出事業者は同時に「処理料金が多少高くても信頼できる処理業者を委託したい」との認識を持つていることが少なくない。裏を返せば、この

2009新春特別号No.2の紙面から

- 廃棄物コンプライアンス、電子マニフェスト 1〜3面
- 排出事業者の3R 5〜9面
- 処理業者のリスクコミュニケーション 20〜22面
- 富山市エコタウン 28〜29面
- グリーン物流、廃棄物輸送 30〜31面
- BDF製造、磁油リサイクル、廃棄物由来燃料 32〜34面

環境コンサルタント SM'S NEW産廃ソフトVer.5.0

環境コンサルタントの佐野環境都市計画事務所が、委託業者の委託先として排出事業者の100%出資子会社である日本廃棄物管理機構(J.A.A.O.)横浜事務所では、排出事業者向けに「排出事業者向けマニフェスト管理システム」を開発し、現在運用されている委託先契約書と連携して、許可証・マニフェストのコピーをそのままシステムにアップロードできる。これを同社が現状のコンプライアンス状況に不備がないかどうかをきめ細やかに確認し、不備があればレポートする。

バックアップサービス品質向上への取り組みも、廃棄物委託処理管理会社による業者のネットワークと情報管理、行政処分情報と連携した廃棄物委託処理のASP事業、委託業者選定のコンサルトなどさまざまなサービスが展開されている。

排出事業者が「有価物」・専ら物の管理にも対応する。異排出に伴う事前協議の期限管理や、自治体・行政への各種届出書類も自動計算、PDF化が容易に行えるため、管理不備のリスクを最小限に抑えられる。



排出事業者は最終処分場までを確認(本文とは関係ありません)

排出事業者は、商業・工業として認識されるべきであるとの観点から、2004年9月に、直接違法行為を認識する「廃棄物・リサイクルカバナンス登録プログラム」をどりまとめた。

△は参加企業が所定の登録のため、1,000社の環境・品質マネージャーが事務局となり、各サイト事業所の担当が業務を行う。委託先の処理業者・リサイクル業者の評価は環境省が定めた「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」の評価事項も参考にしつつ、全部で六十項目に及ぶ。この中では、優良性評価制度の項目以外に、ゼロエミッションへの取り組みや、中間処理業者であれば最終処分業者との明確な契約と取引を行っていることなど、独自の項目も盛り込まれている。必要場合は与信調査も行う。

排出事業者は、商業・工業として認識されるべきであるとの観点から、2004年9月に、直接違法行為を認識する「廃棄物・リサイクルカバナンス登録プログラム」をどりまとめた。

△は参加企業が所定の登録のため、1,000社の環境・品質マネージャーが事務局となり、各サイト事業所の担当が業務を行う。委託先の処理業者・リサイクル業者の評価は環境省が定めた「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」の評価事項も参考にしつつ、全部で六十項目に及ぶ。この中では、優良性評価制度の項目以外に、ゼロエミッションへの取り組みや、中間処理業者であれば最終処分業者との明確な契約と取引を行っていることなど、独自の項目も盛り込まれている。必要場合は与信調査も行う。

09新春特別号 No.2 1〜38面

排出事業者は、商業・工業として認識されるべきであるとの観点から、2004年9月に、直接違法行為を認識する「廃棄物・リサイクルカバナンス登録プログラム」をどりまとめた。

△は参加企業が所定の登録のため、1,000社の環境・品質マネージャーが事務局となり、各サイト事業所の担当が業務を行う。委託先の処理業者・リサイクル業者の評価は環境省が定めた「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」の評価事項も参考にしつつ、全部で六十項目に及ぶ。この中では、優良性評価制度の項目以外に、ゼロエミッションへの取り組みや、中間処理業者であれば最終処分業者との明確な契約と取引を行っていることなど、独自の項目も盛り込まれている。必要場合は与信調査も行う。